

介護サービス情報公表センター業務仕様書

1 目的

介護保険法第115条の35の規定に基づき、同法第115条の42の規定に基づく指定情報公表センター（以下「公表センター」という。）は介護サービスを提供する事業所又は施設（以下「事業所」という。）の現況等を公表することにより、介護サービス利用者が事業所を選択する際、事業所の情報を円滑かつ容易に取得できる環境の整備を促進し、もって介護保険制度の基本理念である「利用者本位」、「高齢者の自立支援」、「利用者による選択」の実現を図ることを目的とする。

また、介護保険法施行規則第140条の55に基づく研修（以下「調査員養成研修」という。）を計画的に実施し、調査の効果的かつ効率的な実施に必要な介護保険法第115条の37の規定に基づく調査員（以下「調査員」という。）を養成し確保することを目的とする。

2 指定予定期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

3 業務内容

公表の対象とされているサービスを実施する神奈川県内（（1）については地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市（以下「指定都市」という。）を除く。（2）については指定都市を含む。）に所在する事業所に関する情報公表業務を行うこととし、具体的な内容については次に示すとおりとする。

(1) 介護サービス情報公表事業

ア 公表計画の策定

(ア) 神奈川県（以下「県」という。）が報告、調査、公表に関する計画を定めるに当たり、その原案を作成すること。

県が国民健康保険団体連合会から取得した介護報酬実績額等を取り込むシステム等を構築し、報告、調査、公表に関する計画の原案を作成すること。

(イ) 県が計画を定めたとき、公表センターのホームページにおいて公表すること。また、公表計画と別に定める次についてもホームページにおいて公表すること。

「介護サービス情報の公表」制度の実施における留意事項等について

「介護サービス情報の公表」報告、調査、計画日程

(ウ) 公表対象事業者を把握し、計画に定める報告の提出先、提出期限等を計画通知書（第1号様式）により通知すること。

(エ) 公表対象事業者を報告のみと訪問調査ありに分け報告月及び調査月毎に一覧にし、公表センターのホームページにおいて公表すること。

イ 既存公表対象事業者の報告等

当該年度の計画に位置付けられた事業者が報告を提出できる期間について、毎年7月以降順次、計画通知書（第1号様式）により通知すること。なお、調査にあたり必要に

応じて計画確認のための通知を行うこと。

また、介護保険法施行条例に規定されている介護サービス情報公表手数料（以下「公表手数料」という。）の納入通知書等発送に関する事務を行うこと。

ウ 新規公表対象事業者の報告等

毎年4月以降、新たに報告の対象となる介護サービスの提供を開始しようとする事業者（以下「新規事業者」という。）が報告を提出できる期間について、計画通知書（第1号様式）により通知するとともに、公表手数料の納入通知書発送等に関する事務を行うこと。

エ 再開公表対象事業者の報告等

上記(イ)及び(ウ)に該当し、かつ知事が休止の届出を受理している事業者で、当該年度に介護サービスを再開しようとしている事業者（以下「再開事業者」という。）が提出する報告の提出期間について、計画通知書（第1号様式）により通知するとともに、公表手数料の納入通知書発送等に関する事務を行うこと。

オ 報告の受理等

(ア) 公表対象事業者及び指定調査機関から報告のあった基本情報調査票及び運営情報調査票（以下「基本情報調査票等」という。）について、不備がないことを確認した上で受理すること。

(イ) 報告に不備があった場合は、その旨を当該公表対象事業者に対して通知し、報告の再提出を求めること。

(ウ) 公表対象事業者及び指定調査機関から報告のあった基本情報調査票等について、電子データにより報告のあった日から起算して2年間保管すること。

(エ) 基本情報調査及び運営情報調査に関するマニュアルを作成し、必要があればその都度修正すること。

カ 調査票の送付

事業者から報告された基本情報調査票等を当該事業所の調査を担当する指定調査機関に、インターネットにより速やかに送付すること。

キ 情報の公表

公表計画に基づき、公表対象事業者ごとの基本情報及び運営情報を情報公表システムへの掲載により公表すること。

ク 公表等の実施状況の管理等

(ア) 公表対象事業者に係る公表等の実施状況を管理するとともに、1か月に一度、県に当該実施状況を報告すること。

(イ) 公表を行わない事業所について適宜督促を行い、報告開始月の翌月末までに公表手数料又は調査手数料を納付或いは調査票を報告しない事業所に係る督促等の事務を県へ引き継ぐこと。

ケ 対象外事業所の情報の公表の取扱い

前年度に公表の対象であって当該年度に公表の対象とならなかった事業所の情報は、原則として、その情報の公表の日から1年を過ぎた日まで公表すること。

コ 情報公表に係る普及啓発

公表情報が適切に利用者等に伝わるように、利用者の家族、地域、市町村、地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所等への普及啓発を行うこと。内容については事前に県と協議すること。

サ 調査票マニュアル等の入手

事業所が介護サービス情報公表制度を円滑に利用できるよう調査票マニュアル、発送書類等をダウンロードできるシステム等を運用すること。

シ 苦情等の対応

指定情報公表センターは、公表事務等に関する利用者からの苦情等に適切に対応するために、総合的な窓口を設置するとともに、苦情等が寄せられたときは、その内容及び対応経過を記録し、適宜県へ報告すること。

利用者等からの苦情等については、指定情報公表センター自ら又は指定調査機関を通じて事業者には照会等を行い、適切な説明が得られた場合は指定情報公表センターから利用者等に対して説明を行うとともに、公表情報の訂正が必要な場合は、事業者から情報訂正の報告を受けて速やかに訂正すること。

また、照会等の結果、虚偽の報告等が疑われるときは、県へ報告すること。

ス 基本情報及び運営情報の修正依頼等

(ア) 既に公開されている基本情報又は運営情報の訂正が必要と判断した場合には、当該年度の査対象事業者に対しては情報の再調査を依頼すること。

(イ) 当該年度の調査対象外事業者に対しては情報の修正を依頼すること。

セ 公正・中立委員会等の設置

情報公表事務に関する知識を有し、公正・中立性を確保できる者で構成され、情報公表事務の内容を実質的に決定することができる委員会等を設置すること。

委員については、情報公表事務の利害関係者以外で、情報公表事務に関する知識を有し、公正・中立性を確保できる者で構成すること。

委員構成については、事前に県と協議すること。

ソ 調査機関調整会議等の設置

調査機関と調整を行うための会議を設定し、実施すること。

タ 秘密保持の義務

公表センターの役員若しくはその職員又はこれらの職にあつた者は、情報公表事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(2) 調査員養成研修

指定都市を含む神奈川県内に所在する事業所に対して、効果的かつ効率的な調査を実施する調査員を養成し確保すること。

ア 研修内容

(ア) 介護保険法施行規則第140条の55第2項の厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第267号）に基づくカリキュラム

(イ) 接遇研修

適切な調査を実施するために必要な接遇マナー及び苦情発生時の対応について、研

修を行うこと。

イ 実施時期

具体的な時期については事前に県と協議すること。

ウ 養成人数

調査員を40名程度養成すること。

エ 留意事項

テキスト代については、実費相当額の範囲内で、受講者から徴収することができるものとする。なお、テキスト代については、あらかじめ県と協議することとし、委託料とは区分して、その収支を明らかにすること。

4 公表件数

公表件数は、年間4,200件程度とする

5 事故防止マニュアル及び個人情報保護マニュアルの整備等

事故防止マニュアル及び個人情報保護マニュアルを整備するとともに、事故若しくは個人情報の漏洩等が発生したときは、遅滞なく県へ報告すること。

6 その他の事項

(1) 委託元の表示

この業務に関する印刷物の作成、電子メールの配信、ウェブサイトへの掲載等に当たっては神奈川県を受注業務であることを明記するものとする。

(2) 経費負担

介護保険法施行令（平成10年政令412号）第37条の11の規定に基づき準用する第37条の10に規定する指定情報公表センターの指定の取消し等があったことにより、受注者に損害又は追加費用が生じた場合であっても、県は、その一切を補償しない。

(3) その他

本仕様書に記載のない事項又は業務の内容・処理等疑義が生じたときは、その都度、県と協議する。

(第1号様式)

令和 年度「介護サービス情報の公表」制度
計 画 通 知 書

令和 年 月 日

御中

神奈川県指定情報公表センター長
(公 印 省 略)

令和 年度「介護サービス情報の公表」計画における貴事業所の当該介護サービス事業に係る報告・調査・公表について、次のとおり通知します。

事業所を運営する法人名

代表サービス名

公表調査対象サービスの対象事業所名、サービス名、事業所番号

[事業所名]

[サービス名]

[事業所番号]

- ・調査有…調査対象事業所として、基本情報及び運営情報の報告のほかに訪問調査を行います。
- ・報告のみ…訪問調査は行いませんが、公表対象事業所として、基本情報及び運営情報の報告が必要です。

計 画 の 基 準 日 令和 年 月 日
計 画 の 期 間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日
調 査 票 の 提 出 先 神奈川県指定情報公表センター（ 下記のとおり）
調 査 票 の 提 出 期 間 から
調 査 日 の 予 約 期 間 から
調 査 を 行 う 月
調 査 を 行 う 月
指 定 調 査 機 関 電 話 番 号 :
公 表 を 行 う 月
手 数 料 別添納入通知書記載のとおり

調 査 票 の 提 出 先

神奈川県指定情報公表センター

★ホームページ

★調査票をホームページから提出する際のログインID、パスワード

[ログインID]

[パスワード]

訪 問 調 査 の 予 約 ID :

※ 当計画通知書は1年間大切に保管願います。